

排水設備工事責任技術者の処分に関する実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、排水設備工事責任技術者に係る試験、更新講習及び登録等に関する実施要綱（以下「実施要綱」という。）第13条の規定に基づく、排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の処分に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、実施要綱の例による。

(申出)

第3条 下水道管理者は実施要綱第13条第1項に基づき責任技術者の処分を申し出るときは、公益財団法人熊本市上下水道サービス公社理事長（以下「理事長」という。）に対し、申出書（様式第1号）を提出するものとする。

(諮問)

第4条 理事長は、下水道管理者から前条の申し出があり、かつ責任技術者の責務に反する行為があったと判断した場合、排水設備工事責任技術者制度運営委員会（以下「運営委員会」という。）設置規程第5条に基づき、運営委員会に対し、責任技術者の登録の取り消し又は停止することについて諮問するものとする。

(登録の停止の決定)

第5条 運営委員会は、第3条の申出による責任技術者の行為が、その責務に反し、別表の処分要件の欄の各項のいずれかに該当すると認めたときは、それぞれ同表の登録の停止期間の欄に定める期間の範囲内において実施要綱第13条の規定による責任技術者の登録の停止（以下「登録の停止」という。）を決定するものとする。

(登録の取消しの決定)

第6条 運営委員会は、第3条の申出による責任技術者の行為がその責務に反し、別表の処分要件の欄の各項のいずれかに該当し、かつ、当該行為が故意又は重過失によるものと認めたときは、前条の規定にかかわらず、実施要綱第13条による責任技術者の登録の取消し（以下「登録の取消し」という。）を決定するものとする。

2 運営委員会は、第3条の申出による責任技術者の行為が別表の処分要件の欄の各項のいずれかに該当すると認めた場合において、前条の規定により行うこととされる登録の停止の期間を含め、当該認めた日から過去3年以内における登録の停止の期間が通算して12月を超えるときは、同条の規定にかかわらず、登録の取消しを決定するものとする。

(答申)

第7条 運営委員会委員長は、運営委員会の審議結果を理事長に答申するものとする。

(聴聞及び弁明)

第8条 聴聞及び弁明に関する手続き及び当該手続きに必要な書面は、熊本市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成7年規則第1号）の例による。

(処分の実施)

第9条 登録の停止及び登録の取消しは、実施要綱第13条第3項の規定による聴聞又

は弁明の経路を経た上、運営委員会の答申に基づき、理事長が実施するものとする。

(処分の通知)

第10条 理事長は、運営委員会の答申に基づき、処分通知書(様式第2号)をもって当該責任技術者に対し通知する。

(文書指導及び文書警告)

第11条 理事長は、第3条の申出による責任技術者の行為が、登録の停止を行うに至らない特段の事由があると認めるときは、当該責任技術者に対し、指導書(様式第3号)をもって文書指導を行い、又は警告書(様式第4号)をもって文書警告を行うものとする。この場合において、第4条の規定は適用しない。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、運営委員会において協議の上、理事長が定める。

附 則

この要領は、平成28年6月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和8年5月19日から施行する。

(経過措置)

この要領の施行前の第3条の申し出については、なお従前の例による。

別表（第5条、第6条及び第11条関係）

責任技術者の処分基準

処 分 要 件	登録の 停止期間	初回の 措置
<p>（変更の届出違反）</p> <p>1 氏名、住所又は勤務先に異動があったにも関わらず、正当な理由なく30日以内に変更の届出が提出されないとき。</p>	3ヶ月以内	文書指導
<p>（責任技術者証の不携帯等）</p> <p>2 排水設備工事に従事するときに、責任技術者証を携帯せず、又は職員等から提示の要求があった場合にこれを拒否したとき。</p>	3ヶ月以内	文書指導
<p>（責務違反）</p> <p>3 排水設備の設計及び施工を自らの監理の下に行わなかったとき。</p>	3ヶ月以内	文書指導
<p>4 下水道に関する法令、条例、規則その他下水道管理者が定めるところに従い、排水設備の設計及び施工（監理を含む。）に当たらなかったとき。</p>	6ヶ月以内	文書指導
<p>（不誠実な行為）</p> <p>5 業務に関し不誠実な行為があり、責任技術者としてふさわしくないと下水道管理者が認めるとき。</p>	6ヶ月以内	文書指導
<p>（職務妨害等）</p> <p>6 正当な理由がなくて、法令、条例、規則その他下水道管理者が定めるところに基づき下水道管理者が行う職務の執行を拒み、又は妨げたとき。</p>	6ヶ月以内	文書指導
<p>7 文書指導を受けた日から2年以内に第1項から第6項までのいずれかに該当する行為があったとき。</p>		文書警告
<p>（安全管理義務違反）</p> <p>8 排水設備工事に起因して、安全管理の措置が不適切であったため、作業関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	3ヶ月以内	
<p>9 排水設備工事に起因して、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	6ヶ月以内	

備 考

- (1) 第1項から第6項までのいずれかに該当する行為があったときは、初回は文書指導を行うものとする。
- (2) 文書指導を受けた日から2年以内に第1項から第6項までのいずれかに該当する行為があったときは、再び文書警告を行うものとする。
- (3) 再び文書警告を受けた日から2年以内に第1項から第6項までのいずれかに該当する行為があったときは、事情に応じて登録の停止を行うものとする。
- (4) 文書指導、文書警告及び登録の停止を受けた以後、2年経過後に第1項から第6項までのいずれかに該当する行為があったときは、文書指導を行うものとする。
- (5) 第1号、第2号及び前号の規定に関わらず、それぞれの事情に応じて、文書警告又は登録の停止を行うものとする。
- (6) 第7項、第8項のいずれかに該当する行為があったときは、それぞれの事情に応じて登録の停止等を行うものとする。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

公益財団法人

熊本市上下水道サービス公社理事長 様

〇〇市町村 印

申 出 書

排水設備工事責任技術者が、排水設備工事責任技術者に係る試験、更新講習及び登録等に関する実施要綱第13条第1項の規定に該当する行為を行ったので、下記のとおり申し出ます。

記

該 当 者	氏 名			
	生年月日	年 月 日	登録番号	
	住 所			
処 分 該 当 行 為 の 概 要				
処 分 要 望				

処分該当行為の状況

※他に状況を証明できる書類等がある場合は添付してください。

処 分 通 知 書

住所

氏名 様

排水設備工事責任技術者試験、更新講習及び登録等に関する実施要綱第13条の規定による処分を決定しましたので次のとおり通知します。

1 登録番号	
2 決定区分	1 登録の取消し 年 月 日
	2 登録の停止 年 月 日から 年 月 日まで
3 決定の根拠	
4 教示	<p>(1) この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、公益財団法人熊本市上下水道サービス公社理事長に対して審査請求をすることができる。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りでない。</p> <p>(2) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、公益財団法人熊本市上下水道サービス公社理事長を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（ただし、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではない。）。なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができる。</p>

年 月 日

公益財団法人熊本市上下水道サービス公社
理 事 長 ㊟

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

住所

氏名 様

公益財団法人熊本市上下水道サービス公社
理 事 長 ⑩

指 導 書

該当行為	
指 導 内 容	

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

住所

氏名 様

公益財団法人熊本市上下水道サービス公社
理 事 長 ⑩

警 告 書

該当行為	
警告内容	